

(公印割印省略)

2 小長第 1 2 4 号  
令和 2 年 4 月 8 日

地域包括支援センター 管理者 殿  
居宅介護支援事業所 管理者 殿  
小規模多機能型居宅介護支援事業所 管理者 殿  
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所 管理者 殿

小郡市長 加地 良光  
(長寿支援課介護保険係)

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護（介護予防）支援業務に関する  
臨時的取扱いについて（通知）

標記の件について、福岡県内の発生状況を踏まえ、感染予防・拡大防止対策のため、特例的に下記のとおり取扱いとします。内容をご確認のうえ、貴事業所の職員に周知くださいますようお願いいたします。

なお、本取扱いについて、今後の状況の変化に伴い変更や終了する場合は改めて通知いたします。

## 記

### 1. 基本方針

ケアマネジャー等が媒介となる感染を予防するため、利用者やその家族等及び他事業所職員などと対面して行う業務のうち、下記の①、②以外については、代替措置を講じることが原則とする。

- ① 利用者へのサービス提供
- ② 虐待案件など利用者の生活・生命維持に不可欠なもの

※利用者へのサービス提供の中止を求めるものではありません。サービス提供については、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施してください。

### 2. 具体的取扱い

(1) 利用者やその家族等及び他事業所職員などと直接対面して行う業務のうち、サービス担当者会議等業務上の会議やモニタリングについては、代替措置として電話・FAX・メール等を活用し、照会や聞き取りで行うことを原則とする。また、利用者やその家族への説明・同意などについても電話などで行うことを可とし、書面での署名・捺印が必要な場合は、郵送等の手段で対応するものとする。

(2) 本取扱いを実施する場合においては、利用者及び家族等との連絡や他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図ることにより、利用者の状況把握や処遇確保を確実に行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を記録しておくこと。

(3) 新規利用者については、当該利用者やその家族、これまで関わっていた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに変えられる場合は代替措置での実施でも可と考える。直接対面して行う必要がある場合は、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施すること。

なお、代替措置で行った場合は、臨時的取扱いの終了後において、利用者やその家族等と直接面談し、アセスメントが適切なものであるかの検証を行うこと。

(4) 従業者や利用者に新型コロナウイルス感染症の検査対象となる方が発生した場合は、陰性・陽性の結果判明前であっても、至急下記までご連絡をお願いする。

### 3. 留意事項

(1) 利用者やその家族等及び他事業所職員などと対面して行う面談や会議を行うこととされている業務については、本取扱いを実施し、適切に記録を残している場合は減算や指導の対象とせず、また各種加算の要件を満たしているものとして取り扱う。

ただし、各種加算の要件として実施が義務づけられている事業所内部の研修等については、可能な限り、感染症予防対策を確実に行ったうえで実施することとする。感染症予防対策上、対面での方法が困難な場合は、代替措置(対面によらない方法)による実施も可能とし、代替措置の内容(実施状況等)を記録しておくこと。

(2) 本取扱いは小郡市の被保険者を対象とするが、事業所の所在地または利用者の保険者から別に通知が発出されている場合は、その内容での対応も可能とする。

#### ■ 問合せ先

小郡市長寿支援課介護保険係

TEL 0942-72-2111

(内線452・453)

Fax 0942-73-4466